

第4回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

議 事 録

日時 : 令和8年3月9日(月) 14:00~16:00

場所 : JA三重健保会館 3 階 大研修室

1 「定義」「即時執行」について

別紙1のとおり

2 第3回あり方検討会、及び第4回連絡調整会議の意見について

別紙2のとおり

3 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙3のとおり

4 その他

- ・即時執行の規定や原状回復命令違反に対する罰則について再度検討し、委員から了承をいただく。
- ・その他の条文について各委員から了承された。

別紙1

【定義について】

事務局:三重県一般海域等管理規則は、国有財産法に基づいた規則であるが、本条例では、国有財産法から脱却して、使用許可の規定だけではなく、一般海域すべての管理、環境の保全も規定した条例とすることが目的であるため、定義において国有財産法を切り離して規定したい。

三浦委員:すでに愛媛県や広島県が先駆けとなっていて、いわゆる公物管理条例という性格をもった財産管理の観点ではない海域の利用ルールを定めた条例となっている。

三重県の条例についてもこのような形をとることは差支えが無いと考える。

清野委員:切り離していい立場だが、国有財産法と切り離さなかったら問題はあるのか。

事務局:国有財産法では海底の部分について使用収益に関する規定がされているが、海域の部分には適用されない。

委員の皆様にご指導いただいた中で、今回の条例では環境面についても定めたいと考えており、国有財産法だけでは十分な管理ができないため、切り離す方針である。

葛葉会長:このことについて、異議なしで進めてもよろしいか。

各委員:異議なし

葛葉会長:「定義」について確定する。

【即時執行について】

事務局:法務課より再確認①～⑥の意見がありましたので、委員の皆様にご審議いただきたい。

再確認①

条例で即時執行の規定を置くことが法令上許容されるか。

葛葉会長:法務課が判断することを委員に委ねていることが不思議。

委員が了承することで決まって良いものなのか。

清野委員:条例を作ることにについて、国や自治体も前例がない状況にあることが多く、社会で発生した問題に対して初めてやることがどのように扱われるかが、法務課も心配していることだと思う。

既にあるものに合わせるのではなくて、社会の中で新たに発生した問題に対して取り組んでいくことも良いかなと考える。

環境分野では、前例がない状況で自治体が条例を作り、複数の自治体で作るのを見て、国が法律を制定することがある。

自治体のローカルな理由でルールを決めることも推奨されている。

西澤委員:行政代執行法があるにも関わらず、法律ではなく条例で即時執行の規定を置いても良いかという問題意識だと思われる。

行政代執行法は義務の履行確保の手段を定めている。行政上の義務を課して、それを履行確保するための手段として、行政代執行法に載っている手段でしかできないということ。

即時執行は義務を課して、命令を出して、その履行確保のためにするものではないので、即時執行を条例で定めることはできると解釈している。

三浦委員:私も同意見。これまでの会議ではこの解釈で進んでいる認識だった。

ご質問の意図について法務課へご確認いただきたい。

事務局:確認する。

三浦委員:東京都の条例は海域でも適用されているのか。

事務局:水域すべてで適用されると考えているが、東京都へ確認したが河川や港湾しか意識していないとのこと。

三浦委員:東京都では一般海域における放置船の問題が顕在化していないためだと考えられる。放置船の問題が出てれば一般海域でも適用されるはずなので、海域における即時執行の仕組みが全くないわけではないと思っている。

再確認②

「移動・保管」だけでなく、「除却」まで規定することについて、除却を即時執行の手法により行うことが法令上許容されるか。比例原則により違法とならないか。比例原則とは・・・法益侵害が大きい手段を講じるには、高度な必要性・緊急性が求められるという法の一般原則

西澤委員：即時執行が緊急の必要性がある場合や必要最小限の措置という点からすると、移動・保管までになると考える。

再確認③

即時執行の手法をとる場合、所有者が判明している船舶に対しては代執行の方法によるのか。

西澤委員：P52 で「所有者が判明している船舶に対しては代執行の方法によるのか」と質問があり、「管理上の支障とならないものは監督処分による」と回答しているが、根拠条文はあるか。

事務局：即時執行については所有者の有無に関わらずできる規定にしている。
監督処分については第 11 条で規定している。

再確認④

売却は即時執行の一効力としての位置づけか、そうではないか。
前者であれば、船舶を移動させて公益侵害の程度が低くなった後に売却することを即時執行の効力として位置づけることは可能か（即時強制により売却を行うことは適法か。売却は緊急性がなく即時執行として位置づけられないのではないか）。後者であれば、船舶所有者の所有権を侵害する違法な行為と評価されないか。

三浦委員：即時執行に売却が含まれるというのは理解しがたい。

即時執行によって、係留している船を保管して、一定期間取りに来ないのであれば売却するという手続き的な流れになると思う。効力の一環としての手続きではないし、その理解ではない方が良く考える。

清野委員：即時執行として移動・保管し、その後の売却といった2つにわけると問題ないのか。

三浦委員：答えを持ち合わせていないので検討する。

仮に即時執行の一環として売却等を含むとした場合、何が問題になるのかを法務課へご確認いただきたい。

再確認⑤

除却は即時執行の一効力としての位置づけか、そうではないか。

前者であれば、船舶を移動させて公益侵害の程度が低くなった後に除却することを即時執行の効力として位置づけることは可能か(即時強制により除却を行うことは適法か。除却は緊急性がなく即時執行として位置づけられないのではないか)。後者であれば、船舶所有者の所有権を侵害する違法な行為と評価されないか。

三浦委員:即時執行に除却が含まれるというのは理解しがたい。

即時執行によって、係留している船を保管して、一定期間取りに来ないのであれば除却するという手続き的な流れになると思う。効力の一環としての手続きではないし、その理解ではない方が良いかと考える。

西澤委員:費用徴収の規定はしているのか。

事務局:第16条で規定している。

西澤委員:行政代執行では国税徴収法の例によって差し押さえができるが、即時強制ではできない。費用徴収の規定に絡めて、売却や除却について整理するものと思われる。

事務局:移動・保管までを即時執行とし、売却・除却についてはその後の手続きを示した規定という方向で進める。

再確認⑥

即時執行は、義務の賦課を前提としない。そうすると、A.「船舶を放置してはならない」という義務規定を置くこととB. 即時執行の規定を置くことは整合するか。売却や除却までを可能とする即時執行の規定としてふさわしい要件・効果を記述した条文となっているか。

三浦委員:行政代執行を念頭に質問をしていると思われるが、代執行の場合は特定の名宛人に対して除却命令を出し、従わない場合に代執行をする。

そのため、特定の区域内で「船舶を放置してはならない」という義務規定を置くことと、即時執行の規定を置くことについては全く矛盾しないと考える。

条例では「何人も…放置してはならない」という特定の区域内で何人も放置してはならないという規定になっているので、特定の名宛人に対して義務を課しているわけではないため問題ない。

別紙2

三浦委員:原状回復命令について、命令に従わない者に対する罰則は規定しないのか。

放置したことに対して代執行で除却することはできるが、原状回復命令に従わない場合に罰則による間接的な強制力というものを担保しないのは疑問。また、再エネ海域利用法第 34 条では原状回復命令違反者に対する罰則規定がある。

事務局:原状回復をしない場合、占用許可違反となり罰則が適用されるため、これに加えて原状回復命令違反で罰則を科す必要はないと考えている。港湾や海岸に関連する法令では原状回復命令違反に対する罰則規定は見当たらない。

三浦委員:第 11 条では、無許可占用(第 3 条 1 項違反)や条件違反に対して原状回復命令ができる規定がされている。占用期間が満了しているのに物が置かれている場合は原状回復命令の対象にはならないのか。

事務局:占用許可期間が切れて物が置かれている場合は、無許可占用(第 3 条 1 項違反)となり原状回復命令の対象になる。

三浦委員:無許可占用に対し原状回復命令はするが、無許可占用に対する罰則があるから、原状回復命令違反に対する罰則は規定しないということか。

事務局:その通り。

三浦委員:その立て付けということは了解するが、少し議論の余地がある。

西澤委員:第 10 条は、占用期間が満了したら命令は不要で、原状回復をしなければならないということ。第 11 条は原状回復命令をすることができるという規定なので、場合によっては命令を出すかどうかを自由に決められると読み取れる。

三浦委員ご指摘の通り、第 10 条の規定による原状回復をしない場合には、第 18 条の無許可占用に対する罰則は被らないと思うので、第 10 条違反に罰則規定を設けることを再検討された方が良い。

事務局:第 10 条で原状回復をしなかったことに対する罰則規定がないということか。

西澤委員:その通り。

先程の説明だと原状回復をしない場合は占用許可違反に該当するため、第 11 条で原状回復命令を出すということだが、違和感がある。

事務局:河川の場合では、許可を受けていない場合は許可を取るよう指導する。許可を取れば何もないが、許可を取らず撤去しない場合は罰則が適用される。

清野委員:原状回復命令違反に対する罰則がないと、撤去費用が無いという理由で放置する人が出てくる可能性がある。

事務局:その場合も、占用許可違反になり、第 18 条の罰則が適用され则认为ている。

清野委員:撤去するのにも費用がかかるので、相手が原状回復命令に応じない場合も想定した方がよいと思われる。

事務局:第 11 条では第 3 条 1 項及び 2 項違反に違反した者に対し原状回復命令ができるとしていて、無許可や条件違反の場合も該当する。命令後は行政代執行法で所有者に代わって行政側が撤去するという立て付けになっている。

清野委員:相手がルールを守ってくれる前提なので、会社が倒産・消滅してお金が無く莫大な撤去費用を回収ができない等の最悪のケースを想定した方がよいのではないか。

西澤委員:原状回復命令を出して、行政代執行の手続きに則り、国税徴収法の例に倣って財産差し押さえ等をして費用回収をする方法が考えられる。
例えば、撤去費用を担保するために保管金を先に預けてもらう等。

清野委員:占用許可を出す条件として担保を取るなどは可能なのか。条例の中か内規か逐条解説に書いておくことはどうか。

西澤委員:風力発電をやるような大企業であれば資金があるので、後に潰れた時の対応として先に保証金等を出してもらうことを条件とするなど。
条例で規定することは難しいので、個々の対応になると思うが、基準等を内規で規定している他の事例があれば参考にするのも良いかと思われる。

原状回復費用を県費で出すことに対して県民の理解が得られるのか。

事務局:検討する。

清野委員:占用をする場合の海域の範囲はどこになるのか。例えば風車を立てる場合、海底だけなのか、上空までの何も無い部分も含まれるのか。

事務局:第 3 条第 1 項の括弧書きで「海底及び上空を含む」としている。
排他的・独占的に使用する部分については全て占用になると考える。

別紙3

事務局:条文について確定したいので条文の読上げを行う。

(第1条から第24条の規定について読上げ)

三浦委員:第14条「当該放置船舶等を移動又は除却するよう警告することができる」となっているが、「除却」とは沈船状態になっていて移動させられないものを取り壊して撤去するイメージなのか。

「除却」の内容は明確にした方が良い。

事務局:そのイメージである。移動ができない船や栈橋等も除却の対象となる。

三浦委員:第6条の規定は不許可基準を定めるものと思われるが、第5号では、規則で定める基準に「適合」しているときとなっている。

規則で定めるのは不許可基準か。

事務局:不許可基準を定める。

三浦委員:再確認①～⑥や原状回復命令違反に対する罰則について課題があったので、法務課とお話をさせていただく機会を設けていただきたい。

事務局:今後のスケジュールとして、検察庁協議や6月常任委員会へかけていく予定だが、課題について、三浦委員からのご意見を賜わり、条文案を修正し各委員の皆様からメールで了承する旨ご連絡をいただきたい。

各委員:了承する。